

遠野市新型コロナウイルス感染症に対する警戒レベル（R4年度）

令和4年9月
新型コロナウイルス対策室

性質	No.	警戒レベル	主管 (協力)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
				感染者ゼロレベル	維持すべきレベル	警戒を強化すべきレベル	対策を強化すべきレベル	避けたいレベル
				【判断基準】 県レベル0：県内の新規陽性者数ゼロを維持できる状況	【判断基準】 県レベル1：県内において安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況 ※県内確認（市内の有無問わない）	【判断基準】 県レベル2：医療体制のフェーズが2になった場合（確保病床の使用率が概ね20%を超えた状況）	【判断基準】 県レベル3：「3週間後に必要とされる病床数」が県内病床数に到達した場合又は病床利用率や重症病床利用率が50%を超えた場合 ・市内において重大案件が発生した場合（大規模集団クラスター等）	【判断基準】 県レベル4：一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況 ・市内において急速にまん延し、行政機能の維持や医療体制の確保が困難になった場合
○情報共有・発信 ○対策の実施 ○検査等体制	1	遠野市基本方針の策定	新型コロナウイルス対策室	・国及び県の基本的対処方針に基づき、対策室が素案をまとめ市対策本部会議において決定。※随時改訂				
	2	市内陽性患者発生時の情報伝達	新型コロナウイルス対策室 (健康福祉部)	・検査等により市内在住者の陽性が確認された場合、県は公表日と同日に市へメールで情報伝達（市長、副市長、新型コロナウイルス対策室長、健康福祉部長 等）				
				・県は重大案件と判断した場合、電話等で市対策室長へ情報伝達 ※緊急対応フロー参照				
	3	対策本部会議の開催	新型コロナウイルス対策室	・必要に応じ随時開催 <会議内容> 国及び県等の情報共有、対策等の協議、各種報告 など				
				■重大案件以外 ・市内感染状況等について職員ポータル（対策本部スペース）を通じた情報共有のみ実施			■重大案件と判断される場合 ・県等からの情報提供を元に随時開催 <会議内容> ・感染状況に関する情報共有 ・関係機関・団体等の状況把握及び支援の検討 など	
				・市長、副市長の同席回避 ・市独自の緊急事態宣言の検討				
	4	情報収集及び情報共有体制の構築	新型コロナウイルス対策室	・国及び県の情報収集及び庁内共有（各種通知、会議資料、専門科会議提言 等）				
			新型コロナウイルス対策室	・県対策本部中部支部への出席 ・県（保健所）との情報共有、役割分担の確認、連携・協力体制の構築		・県の対応状況等の積極的な確認		
5	新型コロナウイルス感染症相談窓口	新型コロナウイルス対策室	・新型コロナウイルス感染症全般に関する相談対応		・相談体制の拡充の検討（時間延長、人員増、対応マニュアルの作成）※感染者のプライバシーへの配慮			
6	広報体制	普及啓発・注意喚起	新型コロナウイルス対策室 (健康福祉部) (総務企画部経営企画課)	・広報遠野、市公式HP、遠野テレビ、定例記者懇談会等を通じた情報発信 <主な内容> 市内感染状況、市の取組に関すること、感染防止対策（新しい日常）の普及・啓発、感染拡大地域等との往来等に関する注意事項等の発信 など				
		緊急時	新型コロナウイルス対策室 (消防本部) (情報推進課)				・市公式HP「緊急のお知らせ」、遠野テレビ「ニュース」「緊急L字放送」等を活用した即時的な情報発信 ・防災行政無線、音声告知端末、遠野テレビ緊急放送の活用も検討する <主な内容> ・市内感染状況、対策強化のお願い、市長メッセージ など ※感染者のプライバシー保護及び冷静な行動の呼びかける	
			新型コロナウイルス対策室 (総務企画部経営企画課)	・臨時記者会見の検討 ※庁内クラスター、市事業関連のクラスター、流行拡大等の緊急時				
7	検査体制の構築	健康福祉部	・遠野市医師会、県、近隣自治体等と連携し診療・検査医療機関を中心に検査体制の調整・状況確認					
			・県（保健所）の協力要請に基づく積極的疫学調査の実施協力					
8	市内医療機関の対応	健康福祉部	・市内医療機関等と情報共有 ・必要に応じた各種支援の検討・対応				・現状把握及び支援の実施 ・国及び県への協力要請	
○まん延防止対策	9	イベント・集会等の開催、公共施設等の利用制限	各所管部	・国及び県の基本的対処方針等に準じる				
				・公共施設等で感染が発生（職員の感染、感染者の利用等含む）し、消毒が必要な場合は休館等を実施			・市主催イベント・集会等は感染対策を強化 ・公共施設等は施設の特性に応じた感染対策を強化	
			・市主催イベント・集会等は感染対策を実施 ・公共施設等は施設の特性に応じた感染対策を実施		・市主催イベント・集会等は原則中止。（民間主催は自粛を要請）。 ・公共施設等は施設の特性に応じた利用制限を実施			

性質	No.	警戒レベル 対応方針	主管 (協力)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5		
				感染者ゼロレベル	維持すべきレベル	警戒を強化すべきレベル	対策を強化すべきレベル	避けたいレベル		
				【判断基準】 県レベル0：県内の新規陽性者数ゼロを維持できる状況	【判断基準】 県レベル1：県内において安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況 ※県内確認（市内の有無問わない）	【判断基準】 県レベル2：医療体制のフェーズが2になった場合（確保病床の使用率が概ね20%を超えた状況）	【判断基準】 県レベル3：「3週間後に必要とされる病床数」が県内病床数に到達した場合又は病床利用率や重症病床利用率が50%を超えた場合 ・市内において重大案件が発生した場合（大規模集団クラスター等）	【判断基準】 県レベル4：一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況 ・市内において急速にまん延し、行政機能の維持や医療体制の確保が困難になった場合		
○まん延防止対策	10	所管施設、関係機関・団体等への対応	各所管部	・国、県、市の対応方針や対策・取組等に関する情報提供 ・衛生用品（マスク、消毒液等）の在庫確認、感染防止対策の実施状況の確認 ※必要に応じて備蓄品より支援 ・各種問い合わせ、相談への対応					・市内感染者発生に関する情報提供及び対応状況の把握	
									・業務継続体制の確認（安全確保、職員の確保等） ※必要な支援を実施	
				11	消毒措置	庁舎	総務企画部管財課			
	公共施設等	各所管部	・県（保健所）からの指示に基づき、汚染場所の消毒措置を実施。							
	民間施設	各所管部	・県（保健所）からの協力要請に基づき、必要の応じた支援を実施。							
	12	対策用資機材・衛生用品の確保等	業務継続用	各所管部 (新型コロナウイルス対策室)	・備蓄状況の確認及び物品等の追加購入 ・イベント・集会等の対策物品の貸出					
			避難所用	防災危機管理課	・避難所運営ガイドラインに基づき対策用資機材及び衛生用品を確保				・衛生用品等が不足する場合、災害協定（物資提供）を活用した調達を検討	
			予防対策用	新型コロナウイルス対策室 (健康福祉部)	・備蓄状況の確認及び物品等の追加購入					
	13	職員の感染症対策 業務継続計画（BCP）	総務企画部総務課 防災危機管理課 新型コロナウイルス対策室 (各所管部)	・職員のマスク着用、体調管理（検温等）など感染防止対策の周知・徹底 ・感染疑い（発熱・風邪症状、接触者認定 ※職員家族含む）の場合の対応に関する周知等 ・感染拡大地域等への旅行・出張等の取扱の検討 ・飲食を伴う懇親会等の実施に関する注意・啓発等						
			総務企画部情報推進課	・業務継続計画（BCP）の策定 ※必要に応じて事前訓練		・業務継続計画（BCP）に基づき対応 【職員感染・庁内クラスター発生時】 来庁制限の検討、代替施設の確保、関係機関・団体等への周知、市長記者会見の検討				
○福祉	14	要支援者（高齢者、障がい者、生活困窮者等）への対応	健康福祉部	・高齢者及び障がい者からの相談対応 ・関係機関・団体等と連携した要支援者の把握と必要な支援の提供				・施設内クラスター発生時は、県（保健所）対策班の指示に基づき必要な支援を実施 ・民生児童委員等の訪問活動は自粛要請		
○教育	15	市内小中学校	教育委員会	・感染防止対策を徹底し、通常通り開校		・市教育委員会が策定する対応方針に基づき、臨時休校等の実施を判断				
	16	児童福祉施設（保育園・児童館等）	健康福祉部子育て支援課	・運営事業者等と連携（情報提供及び対応状況の把握） ・感染防止対策を徹底し、通常通り受け入れ		・利用者もしくは職員が感染し、消毒が必要な場合は当該施設のみ一時休業				
	17	市内高校	教育委員会	・感染状況等の情報収集 ・臨時休校等が行われた場合は、要請に応じて支援を実施						